

京都市告示第297号

京都市洛西ふれあいの里条例第19条ただし書きの規定に基づき、次のとおり洛西ふれあいの里保養研修センター（宿泊のための利用に限る。）を臨時に開所します。

平成19年11月28日

京都市長 榊本 頼兼

臨時に開所する日 平成19年12月31日（月）から

平成20年1月4日（金）まで

（保健福祉局長寿社会部長寿福祉課）